

項 目	内 容
1. 商品名	通知預金
2. 販売対象	制限ありません。
3. 期間	定めはありません。ただし、7日間の据置期間が必要です。
4. 預入（受入）方法 （1）お預け入れ方法 （2）お預け入れ金額 （3）お預け入れ単位	いつでもお預け入れいただけます。 10,000円以上 1円単位
5. 払戻（支払）方法	解約時に元金と利息を一括してお支払いします。 *ただし、解約する日の2日前までに支払いの通知が必要です。
6. 利息 （1）適用利率 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）課税方法 （5）金利情報の入手方法	毎日の当金庫営業店店頭に表示する利率を適用します（変動金利・変動基準なし）。 解約時に一括してお支払いします。 毎日の最終残高 10,000円以上について付利単位を 100円とし、1年を 365日とした日割計算により算出します。 利息の 20%（国税 15%、地方税 5%）が分離課税されます。 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
7. 手数料	ありません。
8. 付加できる特約事項	少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客様は、マル優のお取扱いができます。
9. 中途解約時の取り扱い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
10. 重要事項について	この預金は預金保険の対象となります。（1人あたり元本 1,000万円までとその利息等が保護されます。） この預金は 7日間の据置期間が必要です。 この預金の解約にあたっては、解約をする日の 2日前までに通知を必要とします。
11. その他参考事項	この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部（当金庫営業日 9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～15時、電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）10時～12時・13時～16時、電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～17時、電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（信用金庫営業日9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。